

近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔, 淑芬
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第三節：「欽定学堂章程」下の師範教育

戊戌新政を武力で圧殺した清朝の保守反動政治は長続きしなかった。光緒25(1899)年、華北に欧米列強の侵略に講義する義和団の排外運動が起こり、西太后ら清朝保守派がこれを利用して列強の中国からの駆逐を企図したため、8カ国連合軍の北京占領という事態を招き、翌26(1900)年、清朝政府は列強に屈服して辛丑和約を締結、巨額の賠償金の支払いと政府改革の実施を義務づけられた。その結果清朝政府は、かつて武力で否定した変法に自ら取り組まざるを得なくなる。

光緒27(1901)年1月、西太后は内外大臣および各省督撫に対し改革案の提出を命令、それをうけて多くの上奏がなされるが、それらはいずれも変法には興学育材が不可欠だとして、大胆な教育改革を実施するよう提言していた。なかでも最も影響力があったのは、兩江総督・劉坤一及び湖広総督・張之洞が共同で3回にわたり提案した「会奏変法自強三疏」である。第一疏の中で彼らは、専ら教育改革について論じ、次のような具体策を建議するのである。

- (1) 文武学堂の設置 — 小・中学堂から専門学堂、武備学堂、大学堂に至る近代学校教育を系統的に導入し、学堂の卒業生を科挙試験合格者に準じて優遇する。
- (2) 科挙制度の改革 — 八股文による試験をやめ、試験内容を時務策など実際的なものに改めるとともに、科挙合格者の数を漸次削減し、それを学堂出身者からの官吏登用に切り替えていく。武科挙は即時廃止する。
- (3) 海外留学の奨励 — 学堂の早急な設立は困難なので、そのかわりに海外留学を奨励し、留学帰国者には科挙出身者と同等の資格を授与する。また、私費留学も官費留学と同じ待遇をする。

これらのうち、彼らが特に重点施策として実施するよう提唱したのが、日本への留学生派遣であった。また彼らの近代学校教育推進の主張、つまり学堂の設置推進の主張は主に小・中学堂から専門学堂や武備学堂までであって、師範教育については触れていなかった。これが正式に現実的なものとして日の目を見るのは、光緒28(1902)年の「欽定学堂章程」の発布である。

清朝政府は、光緒27(1901)年8月から翌年初めにかけて、劉坤一、張之洞等の上奏に基づき、各省に対し旧来の書院をそれぞれ近代学校に改組することを命じ、そのモデルとして義和団事件で閉鎖されていた京師大学堂を再開させるとともに、科挙制度は武備を廃止

して文科のみとし、その試験内容は八股文をやめて時務策に改めるよう決定した。また各省に対し、学生を選抜して海外、ことに日本に、留学生として派遣するよう命令を発した。そして光緒28（1902）年には、教育改革のための施策として「欽定学堂章程」を發布した。その学制は（1-表2）の通りである。

学令は合計6項で、次のようなものであった。

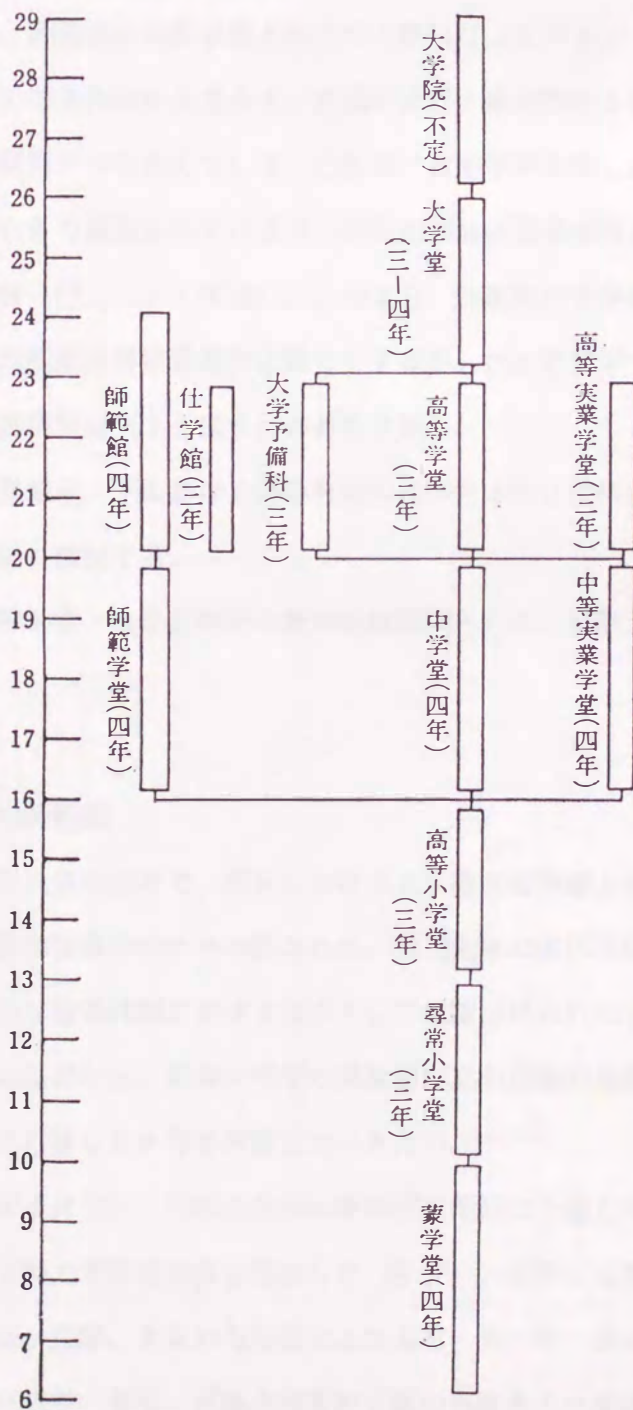
- (1) 京師大学堂章程
- (2) 考選入学章程
- (3) 高等学堂章程
- (4) 中学堂章程
- (5) 小学堂章程
- (6) 蒙学堂章程。

この学令に照らしてみると、教育の完成に至る道程は3段7級に分かれている。第1段階は初等教育であり、これは蒙学堂・尋常学堂・高等小学堂の3等級に分かれている。第2段階は中等教育で、これにはただ1等級しかない。第3段階は高等教育であって、これは高等学堂あるいは大学予備科・大学堂・大学院の3等級に区分されている。蒙学堂というのは私塾の改良されたものであり、規定によると児童は5歳でここに入学し、9歳で尋常初等小学堂に進級、12歳で高等小学堂に入学、15歳で中等学堂に進み、19歳で高等学堂あるいは大学予備科に入り、21歳で大学堂に入学、さらに3年後には大学院に進むこともできる。最初に学堂に入ってから、大学を卒業するまで合計20年である。大学堂は3年で卒業するが、中に政科・芸科の2科がある。大学院は高等深淵な学術の研究機関であって、学習に期限はない。これ以外に実業教育があり、中等実業と高等実業の2等級に分かれている。この学令は師範学堂の附設が定められ、師範学堂（4年）と師範館（4年）、つまり中等と高等の2等級に区分されている。この師範学堂・師範館は政府が、初めて正式に師範教育の系統を規定したものであるが、しかし単に政府直系の各学堂内に附属設置するだけのことであって、独立した単一の組織体としての存在ではなかった。

「最近卅年中国教育史」の著者である陳啓天は、中国近代教育史の萌芽期を欽定学堂章程の制定以前の時点までとし、欽定学堂章程以後は近代教育の「建立期」の中に包括して説明している。余書麟著の「中国教育史」もまた、欽定学堂章程の制定期までを新教育の萌芽期とし、奏定学堂章程制定以降の時期はこれを新教育の「確立期」の中に包んで説術を試みている。しかしながらこの学堂章程には、京師大学堂章程、蒙学堂章程などの各章程があるが、師範学堂に関する一章程はない。ただ、高等学堂に仕学館（科学合格者研修のための教育機関）を附設することが認められており、中学堂教員を養成する師範学堂の附設は必須となっている。このように、高等学堂の中には、師範学堂の附設科目として定められていた。その間の状況については陳青之著の「中国教育史」が「光緒28年になると、張百

熙の欽定学堂章程が初めて正式に師範教育を規定した。しかしそれはただ、直系学堂の附設機関に過ぎず、まだ独立的な組織にはなっていない（注36）、陳啓天著の「最近卅年中国教育史」が「光緒28年、奏定学堂章程が“中学に師範を附設、貢・監・廩を募集して入学させ、4年で卒業させる。高等学堂に師範及び大学堂師範館を附設して、挙・貢・生監を募集して入学させる”と規定した。しかし独立的な組織ではない。」と記述するところがあって（注37）、制定としてはほぼ了解することができる。要するに、師範教育の必要性を認め、そのための機関の設定はしなければならないとしなが

(1-表2) 欽定学堂章程学堂系統図



らも、それを中学堂、高等学堂、大学堂など直系各級学堂の附設機関としての設定にとどめ、独立の教員養成学校の設定を考えていないところに欽定学堂章程における師範教育の特徴があった。

以上の分析からみれば、「欽定学堂章程」の発布は中国近代教育史において近代教育の「**建立期**」あるいは「**確立期**」と言えるが、しかしながら師範教育という点においてはまだ「**萌芽期**」中に包含されていると言えるであろう。と言うのは、形式上師範学堂を中学堂・高等学堂の附設学堂として定めてはいるものの、独立した教育組織にはなっていないからである。師範館の学生は、高等学堂と同じく、中学堂卒業生を採ることとしている。修業年限は、師範館が師範学堂と同じで4年になっている。

また、師範教育の授業科目から見ると、普通中学堂・高等学堂とほぼ同じであるが、ただ、「教育学」一科目だけを加えている。これは「欽定学堂章程」の第一章、「**全学綱領**」の第九節にはっきり規定されている（「**師範館照原奏招考举貢生監入学肄業、其功課如普通学而加入教育一門……**」・注38）。つまり、師範館の学生は举人・貢生などから募集すること、その授業科目は普通学と同じくするが、ただ教育学一科目を増加すること。この師範教育の授業科目は（1—表3）の通りである。

次に、「欽定学堂章程」下における師範教育の高等と中等2段階の教育それぞれの代表的な教育機関の状況を概観する。

まず、当時の高等学堂・大学堂附設の教員養成機関として、京師大学堂の師範館を分析してみたい。

（一）京師大学堂の師範館

京師大学堂は北京大学の前身で、清末における大学教育の発端とも言える。その創設は1898年であるが、義和団事件のため中断された。翌1899年の末に再開され、「欽定学堂章程」によって近代的な教育体制における頂点として位置づけられた（注39）。

次に、学堂成立の経緯から、京師大学堂の師範館創立の理論的基礎が何であるか、新式教育と科挙が如何に合致したか等を考慮していきたい。

光緒22（1896）年6月12日、刑部左侍郎の李瑞^茶は朝廷に上奏した「**請推广学校摺**」の中で、史上初めて京師大学堂の創設を提案した（注40）。実際には梁啓超が起草したといわれるこの上奏文は、京師、すなわち首都および各省・府・州・県にあまねく学堂を設けることにより、府州県学、省学、京師大学堂の3級からなるトータルな教育制度の導入を

唱えたものであり、近代的学校制度創設運動の始まりと見るべきものであった。

この上奏文に記された京師大学堂の構想は、次のようなものである。

まず学生としては挙人、貢生、生員、監生の30歳以下の者を選抜して入学させる他、京師の官吏で学習を希望する者も入学を認める。学習の内容は「経・史・子部及び掌故（典故）の諸書」が主で、これを補うものとして「天文・輿地・算学・格致・製造・農桑・兵・鉞・時事・交渉」などの書を教え、修業期限は3年とする。大学堂運営の経費については、京師は「首善の区」であるから、粗末なもので間に合わせ、簡単ににするようなことは宜しくないとして、毎年10万両余りを支出すべきだとする。それだけあれば、規模も相当なものになりうると予測しているのである。この他、上奏文には「蔵書楼を設け、機器院を創り、訳書局を開き、広く報館を立て、（修了者を）遊歴に選抜・派遣する」という5つの提案も盛り込まれている。こうした構想が悉く実現すれば、「十年後には、有用な賢人俊才が廷に満ちるであろう」と、自信と楽観に溢れた言葉で上奏文は結ばれている。

(1-表3) 師範館の授業科目

出所：「欽定学堂章程、欽定大学堂章程」（『中国近代教育史資料匯編』上海教育出版社P. 242）

<p>第九節 師範館課程門目表</p> <p>師範館照原奏招考舉貢生監入學肄業其功課如</p>									
<p>普通學而加入教育一門今表列門目如下</p>									
<p>倫理第一</p>									
<p>經學第二</p>									
<p>。教育學第三</p>									
<p>習字第四</p>									
<p>作文第五</p>									
<p>算學第六</p>									
<p>中外史學第七</p>									
<p>中外輿地第八</p>									
<p>博物第九</p>									
<p>物理第十</p>									
<p>化學第十一</p>									
<p>外國文第十二</p>									
<p>圖畫第十三</p>									
<p>體操第十四</p>									
<p>以上各科均用譯出課本書由中教習及日本教習</p>									
<p>講授惟外國文 各國教習講授</p>									

光緒帝はこの上奏文について詮議するよう総理衙門に回したが、京師大学堂の設立は官書局の拡充に関わる事項ということから、管理官書局大臣の孫家 が復奏することになった。孫家 の6ヵ条からなる上奏文（注41）には、次のような幾つかの興味深い指摘が見られる。

まず建学の主旨についての部分では、「中国は五千年來、聖神が相次ぎ、政教は盛んで輝かしいのであるから、日本のように己を捨てて他人を倣い、自らの学を棄て尽くして西洋の法を学ぶことは決してできない」とし、京師大学堂でも「中学（中国の学問、つまり国学）を主とし、西学（西洋の学問、つまり洋学）を輔け」とし、「中学を体とし、西学を用」としななければならないと述べている。「中学をもって西学を網羅するのであって、西学をもって中学を凌駕することはできない」というのである。

張之洞の『勸学篇』もこのような考え方に立って、その教育思想の理論を展開している（注42）。彼は当時の代表的な中体西用論者であり、中国の近代教育を語る上で、重要な人物である。彼の経歴を簡単にみてみよう。

張之洞（1837～1909年）は、清末教育改革のリーダーのひとりで、天津の生まれ。1863年、拔群の成績で進士に合格、翰林院編修となり、以後十数年にわたり湖北学政、礼部侍郎など、学問・教育機関の官職を歴任した。対外強硬策で知られ、1882年山西巡撫、ついで两江總督に抜擢され、軍備の近代化や財政整理、産学振興に努める一方、電報学堂など新式学堂の設立にあたり、洋務派官僚としての業績をあげた。1889年、湖広總督に転ぜられるや、湖北省武昌を中心に新式軍隊の編成や兵器廠・紡績工場・製鉄所・鉱山の開発など富強化政策を継続して展開するとともに、西湖書院など旧教育機関の改革に取り組み、また湖北自強学堂や武昌農務学堂の設立運営にもあたった。日清戦争後、康有為らの変法自強運動には一定の理解を示したが、その行き過ぎに対しては厳しく警告、戊戌政変においてこれを弾圧した。

張之洞の思想は、あくまで儒教的伝統の権威の枠内において中国の富強化に必要な西洋近代の学問・技術を導入するという「中体西用論」の立場に立つもので、主著『勸学篇』（1898年刊）は、この立場から教育改革を論じた名著として知られる。この中で彼は、学堂の組織的導入による近代教育の普及や、海外、ことに日本への留学生派遣、日本書籍の翻訳を盛んに行うよう提唱していた。義和団事件後の西太后新政において「会奏変法自強疏」を上奏して改革を指導、そのかたわら湖北省武昌を拠点に教育近代化事業を大々的に展開するのは、彼の教育改革に関する持論を実践に移したものであった。彼の「中学を体

となし、西学を用となす」考え方は、西学は中国近代化に必要不可欠であるが、それはあくまで実用面に限られるべきで、精神文化、精神的価値に関しては中国伝統の学問文化を断固として守るべきだとする。したがって教育においても、まず儒教的道徳教育によって精神の根底を強固なものとし、これに加えて西洋近代の学問・技術の基礎となる諸教科を学ばせることによって、近代的中国人の形成ができると考えた。

「奏定学堂章程」の総論部分にあたる「学務綱要」には、次のような「中体西用」説と見て取れる一節がある。

「立学の宗旨に至っては、いずれの学堂たるを論ぜず、均しく忠孝をもって本となし、我が国の教典史籍をもって学の基礎となす。学生を以て純正に帰せしめ、然る後に西学をもってその知識を貯へ、その芸能を練り、務めて他日の材たらしむるを期す……」。

この中体西用論について加藤常賢博士は次のように論じている。

「中国の学問すなわち孔子の道は、古今中外を貫く世界第一の精神文明であって、これが学問道徳の根幹である。だからこれはあくまで固守する。しかし機械のような西洋の物質文明は富国強兵のために必要であるが、それは永久不変の道ではない。それはただ利用すれば足りる。これは明らかに当時の進歩的官僚の洋務運動を、その反対者達に合理的に説得する為に作った理論であった。単なる方便として作り上げられたものではなく、当時の知識階級の儒教に対する根強い一般的信仰の反映でもあった。」

」（注43）

清末の知識人階層は、洋務運動時期の軍事改革を「競力」（力の競争）の表現であると、日清戦争以後の教育改革を「競智」の表現として捉えていた。「智」は「力」に勝り、中国の固有文化を維持するためには、「民智」の啓蒙を前提とし、その後に初めて自強を計ることができる。これが日清戦争後、清政府が軍事改革の失敗から一転して教育改革に着手、もって富国強兵を図る所以である（注44）。

以上の分析からみれば、京師大学堂は、直接この「中体西用」の教育思潮によって創立されたものと言っても過言ではない。

光緒23（1898）年、孫家鼐は管理大学事務大臣に任命され、京師大学堂の創設は、ここに至って漸く発足した。孫家鼐は「大学章程」の修正を終え、丁韪良（W. A. P. Martin 1827～1916）を西学総監督に任命した（注45）。その後、医学堂を増設して大学堂に合併し、同年7月新入生の入学試験を行った。しかし、運悪く8月の「戊戌政変」に逢って政策は

一変し、「新政」は一掃された。ただ大学堂は発足が早く、しかも外国教師を招聘している関係上、にわかに廃止することだけは免れた。しかし「百日維新」の関係者は多く左遷され、強力な支持者を失った京師大学堂は、運営にも支障をきたした（注46）。光緒23（1898）年、京師大学堂は正式に開校し、新入生の募集を終えた。翌年仕学院・中学・小学3類合わせて218人、西学の選修生100人が入学した（注47）。光緒26（1901）年、義和団事件のために閉鎖され、翌27年に清政府は大いに発奮する所あって、大学堂の整理充実にとりかかった。まず、張之洞を管理大学堂事務大臣に任命した。同年7月、欽定学堂章程の上奏によって、大学院、大学専門文科、大学予備科を置き、仕学館、師範館、医学実業館を附設することを規定した（注48）。しかし当時、各省府州県における各級新式学堂の設立は、まだその緒についていず、大学堂に入学する者はいなかった。そこで暫く専門文科を設置せず、先に大学予備科を設立し、これを政・芸の2門に分けることにした。また人材育成のために促成科を設置、これを仕学・師範の2館に置いた（注49）。

京師大学堂章程はまた、大学堂に管学大臣1名を置き、全学を統率させ、総教習を1名置いて教育活動を管理させることとし、あわせて「各省の学堂はみな大学堂の統括に帰す」とした。つまり京師大学堂は、全国最高の教育行政機関でもあったのである。さらに注目すべき点は、同章程が師範教育の重要性をうたっていることである。即ち、その第四節において、「西洋諸国は師範教育を最も重視し、教習には優れた人物を持っているため、学生の学習成績も良くなり易い。ところが中国ではそういうやり方がなされないため、各省の学堂は効果を上げることができない」と断じ、これからは大学堂に「師範齋」を設け、「教習」人材を育てる場所とすることに規定しているのである。また、学生を学業成績の優劣によって第1から第4級に分け、月々の給付金も20両から4両まで差をつけることになっていたが、この「上位の第一から第三級の学生のうち優等生を選んで師範生とし、もっぱら教授の法を講じ、他日、分けて各省学堂へ赴かせ、教習の用に充当する」ことが構想されていた。

校舎については、光緒帝は慶親王奕劻、礼部尚書の許应駙に建設工事を担当させた。当時、京師大学堂の開設に要する経費は、銀353両、年間の経費は18万8680両と見積もられ（注50）、こうした必要経費は戸部が在華ロシア銀行（通勝銀行）に蓄えていた500万両の年間利息20万630両が充てられることになった。光緒帝はさらに命令を下し、各省府州県の既存の大小の書院を国学と洋学をともに習う学校に一律に改め、全てに京師大学堂章程を分け与え、それを手本に運営を行うよう求めている（注51）。

仕学館・師範館の第1回入学者は、仕学館生が57名、師範館生が79名であった（注52）。師範館の程度は高等学堂及び大学予備科と同程度であるから、ここで養成される教員は、中学堂級の教員となるものであり、この学校は、後の優級師範学堂あるいは高等師範学堂に該当するようになるものである。さらにこの京師大学堂の師範館は、後に独立して国立の北京高等師範学堂となり、さらには後の北京師範大学となってゆく最も初めの姿でもある。

「欽定学堂章程」に定める師範館の開設科目は、倫理・経学・教育学・習字・作文・算学・中外史学・中外輿地・博物・物理・化学・外国語・図画・体操の14科目であり、1週当たりの授業時数等は以下の1-表4・①②③（①は原資料③を纏めたもの）の通りであった。

(1-表4・①) 師範館の教育課程

科目	第一学年	第二学年	第二学年	第三学年
倫理	考中国名人言行	同 左	歴代学案国朝聖訓	倫理学教学法
経学	考経学家法	同 左	同 左	同 左
教育学	教育宗旨	教育原理	同左及学校管理法	実習
習字	楷書	楷書 行書	同左及篆書	同左及行書
作文	作記事文	作論理文	章奏等諸文体	考文体流別
算学	加減 乗除 分数 比例	帳簿用法 幾何 面積 比例	代数方程 立体幾何他	代数 級数 対数
中外史学	外国上世史中世史	本国史典章制度	外国近世史	外国近世史歴史 教学法
中外輿地	全球大勢	外国各境彷彿地図	地文地質学	地理教学法
博物	動植物之構造 及形状	同 左	生理学	礦物学
物理	力学 声学 熱学	熱学 光学	電気 磁気	理科教学法
化学	考質求数	無機化学	同 左	有機化学
外国語	音義	句法	文法	同 左
図画	毛筆画	同 左	用器画大要	図画教学法
体操	器具操	同 左	兵武	体操教学法

出所：「欽定京師大学堂章程」（「欽定学堂章程」所収光緒28年）より作成

(1-表4・②) 京師大学堂師範館における授業科目及び週当たり授業数

科目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
倫理	1	1	1	1
経学	1	1	1	1
教育学	3	4	4	3
習字	3	3	3	3
作文	2	2	2	2
算学	3	4	4	4
中外史学	2	2	2	2
中外輿地	2	2	2	2
博物	2	2	2	2
物理	3	3	3	0
化学	3	3	3	3
外国語	1	6	6	4
図画	3	2	3	3
体操	3	3	3	3
合計	37	38	39	33

多賀秋五郎「近代中国教育史資料・清末編」P. 136～137より

(1-表4·③) 師範館の教育課程

第一年	學科階級	倫理考中國名人言行	經學考經學家家法	教育學教育宗旨	習字楷書	作文作記事文	算學加減乘除 分數 比例 開方	中外史學 本國史典章制度	中外輿地 全球大勢 本國各境兼仿繪地圖	博物 動植物之形狀及構造	物理 力學 聲學 熱學	化學 考質 求數	外國文 音義	圖畫 就實物模型投毛筆畫	體操 器具操
第二年	學科階級	倫理考外國名人言行	經學同上學年	教育學 教育之原理	習字 楷書 行書	作文 作論理文	算學 帳簿用法 算表 成式 幾何面積比例	中外史學 外國上世史 中世史	中外輿地 外國各境 兼仿繪地圖	博物 同上學年	物理 熱學 光學	化學 無機化學	外國文 句法	圖畫 就實物模型投毛筆畫	體操 器具操

第三年	學科階級	倫理 考歷代學案 本朝 聖訓以周知實踐	經學 同上學年	教育學 教育之原理及學校管理法	習字 楷書 行書 篆書	作文 文學章奏 傳記 詞賦 詩歌 諸體文	算學 代數 加減乘除 分數 方程 立體幾何	中外史學 外國近世史	中外輿地 地文 地質學	博物 生理學	物理 電氣 磁氣	化學 同上學年	外國文 文法	圖畫 用器畫 大要	體操 兵式
第四年	學科階級	倫理 授以教修身之次序方法	經學 同上學年	教育學 實習	習字 行書 篆書 草書 並授以教習字之次序方法	作文 考文體法別	算學 代數 級數 對數 並授以教算學及幾何之次序方法	中外史學 外國近世史 並授以教史學之次序方法	中外輿地 授以教地理之次序方法	博物 礦物學	物理 授以教理科之次序方法	化學 有機化學	外國文 文法	圖畫 授以教圖畫之次序方法	體操 兵式 並授以教體操之次序

うち、重要な幾つかを講じるもの）、中国文学、東語（日本語）、英語、弁学（論理学）、算学、体操の8科目が含まれている。

分類科は学生の関心、特長に基づいて分けられる4つのコースで、履修内容が次のように異なる。第一類は中国文学・外国語を主とするコースであり、人倫道德・経学大義・中国文学・歴史・教育学・心理学・周秦諸子学・英語・ドイツ語ないしフランス語・弁学・生物学・生理学・体操の13科目が必修、法制及び理財が選択科目であった。第二類は地理・歴史を主とし、人倫道德・経学大義・中国文学、心理学・地理・歴史・法制・理財・英語・生物学・体操の12科目が必修、ドイツ語が選択である。第三類は算学・物理学・化学を主とし、人倫道德・経学大義・中国文学・教育学・心理学・算学・物理学・化学・英語・図画・手工・体操の12科目が必修、ドイツ語及び生物学が選択である。第四類は植物・動物・鉱物・生理を主とし、人倫道德・経学大義・中国文学・教育学・心理学・植物学・動物学・生理学・鉱物学・地学・農学・英語・図画・体操の14科目が必修、化学及びドイツ語が選択というものである。これら分類科で開設される必修科目の週当たり総授業時数は各36時間になっている。また加習科では、人倫道德・教育学・教育制度・教育政令機関・美学・実験心理学・学校衛生・専科教育・児童研究・教育演習（実習）の10科目が開設され、学生はこれらの中から5科目を自由に選択することができた。そして卒業時には、論文1篇を提出しなければならなかった（注54）。

こうした法規上の規定は規定として、実際のところ当時の師範館はどのように教育が進められていたのだろうか。第1期生として学んだ王道元（画初）の回想録は次のように述べている。

「師範館で第一学年に定められた課程は、普通科目を補修するためのものであり、大体现在の中学の課程と一致する。外国語は英・仏・独・露・日に分かれ、學員に1科目を選ばせて学ばせる。但し、日本語は誰もが全員学ばなければならなかった。国学の方面では、経学大義、中外歴史、地理及び国文があり、これらの科目を担当した教習には全て国内の名流が招致された。しかし學員はそれほど興味を示さなかった。管理運営の当局は、相変わらず『中学を体とし、西学を用とする』決まり文句を脱していなかったと見える。

第二年目になると、普通学は修了し、四つの類に分かれた。第一類は国文及び外国語であり、（英・仏・独から）學員に一種類を選ばせ、クラスを分けて授業が行われた。第二類は中外歴史・地理、第三類は物理・化学・数学、第四類は博物・動植物・

鉱物・生理・農学であった。」（注55）

以上述べたところからみれば、当時の師範館の教育内容は中西並立、政芸ともに兼ねたものであることがはっきりと窺われ、いわば「中体西用」説が十分に発揮されたといえよう。この「中体西用」が、すでに京師大学堂の理論的基礎である。それは1895年、清徳宗帝の「定国是」（国策を定める）詔勅にも明らかに言明されている（注56）。「京師大学堂章程」（1903年）の中にも「忠孝を本とし、経史の学をもってその基とする」ことを教育の主旨とした（注57）。光緒32（1906）年、学部は正式に5項目の教育宗旨を決定した。すなわち「忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実」である。これは清末教育史上、注目すべきものの一つである。

忠君についてはドイツと日本の例をあげ、その君民一体であることを称賛し、全国の学生をして、片時も忠義を忘れず、先烈を仰いで天地の高恩に思いを馳せるべきであると強調している。当時の中国は日本の立憲君主制を理想としていたので、忠君愛国と儒教倫理とは、その教育思想の二大支柱であった。そこで「忠君」と「尊孔」を真っ先に置くとともに、教育宗旨としての「尚公」、外国武力によってもたらされた屈辱を回復するための国防教育の目標としての「尚武」、国家の富強と産業生活を充足させる実学教育の目標としての「尚実」も、国家が立憲・国防・富国を実現するための重要な三大急務とされたのである（注58）。

この教育宗旨は、辛亥革命の勃発まで修訂されることはなく、中華民国成立後、忠君と尊孔の2項目は削除された（注59）。

当時、新式学堂は続々と設立されたが、教材の編輯については全然重視されなかった。勿論、「中学」の教材は山程あったが、「西学」については適当なテキストがなく、あちこちから抄録した、いわば一時凌ぎの混合物に過ぎなかった。そこで総理衙門は1898年、編訳局にテキストを編纂するよう奏請した（注60）。

その後、義和団事件のため京師大学堂は一時閉鎖されたが、1902年の再開とともに編書局が設立された。ここでは洋書の翻訳を主としながらも、一方では四書五経等中国の古典を整理して抜粋本を作り、簡便なテキストとした。大学堂では、編書局の編訳テキストの他に、各科教習の編纂による講義をも教材として使用した。その主な教材を、次に列挙してみよう。

表に載っている教習達は、中国人であれ外国人（日本人）であれ、いずれも講義にあたって多くの教材を執筆・編纂している。当時の授業の内容及び様子は、京師大学堂正教

習として招聘された日本人教習・服部宇之吉を例としてあげてみよう。彼は、担当科目

(1-表5)

科 目	編 集 者	書 名
・倫理学	張鶴齡	倫理学
・経学科	王舟瑤	経済学
・歴史科	屠 寄	史学史
・歴史科	陳敬宸	中国史
・歴史科	服部宇之吉	万国史
・中国地理	鄒代鈞	中国地理誌
・中国地理	鄒代鈞	中国地理誌
・経済学	杉栄三郎	経済学通論
・経済学	杉栄三郎	経済学
・心理学	服部宇之吉	心理学
・掌故学	楊道野	掌故学

(莊吉発「京師大学堂」1970年による)

である心理学の教材を作っている（彼は京師大学堂師範館および優級師範館で教えた）。

『京師大学堂心理学講義』と題するその教材は、以下の2篇9章から成っている。即ち第1篇「知の作用及び心理」では、「感覚の作用及び理法」「知覚の作用及び理法」「創造の作用及び理法」「思考の作用及び理法」の4章が、また第2篇「情の作用及び理法」では「恐怖及び怒り」「同情及び愛情」「自我の情」「異性相愛の情」「情の簡単なものが複雑なものへと移る状況」の5章が含まれている（注61）。

当時、第1期生として学んだ鄒樹文の回想は、服部の心理学の講義にまつわるエピソードとして、次のように記している。

「私は心理学の授業中に起こったある出来事を今でも覚えている。ある日、服部宇之吉教習が心理学を教えているところへ、丁度張之洞が視察にやって来た。服部は人の記憶力について講義しているところで、次のような話をした。即ち中年になると少年あるいは幼年のころのことが思い出せないのは、中年は多忙なため、少年のころに過ぎ去ったことは覆い隠されてしまうからだ。老年になると、しばしば中年のころのことを忘れ、そこで少年や幼年のころのことが逆に浮かび上がって現われる。だから人は老年になると、幼年のころのことを思い出すことができるのだ、と。ところが、記憶力についてのこの講義が張之洞を怒らせることになった。張は自分が年老いたことを嘲笑われたと考えたのだ。その後、学堂章程を検討しているときに、張之洞は心理学の課程の廃止を考えたそうだが、服部が外国人であったため、威を振るうわけにもいかなかった。」（注62）

清末民初、中国は多くの日本人教習を招聘した。これについては第三章で分析したい。

さて、京師大学堂の日本人教習は、多数が中国語を話せないため、それまで訳員によって授業が進められてきたが、この方法では時間的に不経済であるばかりでなく、往々にして正確性を欠いているため、師範・仕学両館の学生に、日本語文を必修科目として追加指定した（注63）。

次に、京師大学堂師範館の学生についてであるが、彼らは年齢がやや高く、中文に対する基礎的能力も高かったので討論方式（ゼミナール）が採用されていた。その京師大学堂は、その準備時期においては、学生の入学資格についての明確な規定はなかった。李端棻の奏請文には「挙貢生年三十才以上者を選ぶ」とされていただけで、別にその他の制限はなかった（注64）。正式に入学資格についての規定ができるのは、1903年の予備科と促成科の創設時である（注65）。

規定によると、予備科は中学堂卒業者に限られ、促成科は京員五品以下八品以上の者に限られた。翌1904年の「奏定大学堂章程」頒布によって、学生の入学資格は一層明確になる。それによると、各文科大学は高等学堂、大学予備科の卒業生に限られた。しかし当時は、まだ上記の卒業生がいないため、便宜上中学在学中の学生でも、品行方正にして中国経史文学の基礎を身につけた者を集め、先に歴史・地理・算学・格致・東語（日本語）・ロシア語・英語等の普通科を1年学習させた後、予備科の正課に進学させたのである。

国民政府教育部所蔵の「京師大学堂前五年卒業生冊表」から、京師大学堂卒業生の本籍および年齢を列举すると以下のようなになる。

(1—表6)

省 別	人 数	%	省 別	人 数	%
広東	52	12.6	河南	8	2.0
浙江	43	10.8	貴州	12	3.0
江蘇	42	10.2	四川	12	3.0
直隸	40	9.7	雲南	10	2.4
湖南	34	8.2	山西	10	2.4
湖北	24	6.0	陝西	7	1.7
安徽	22	5.3	甘肅	3	0.7
福建	21	5.1	広西	2	0.5
山東	19	4.6	新疆	1	0.2
江西	15	3.7	八旗	28	7.0
奉天	8	2.0	計	413	100.0

教育部档案室所蔵「京師大学堂前五年卒業生冊表」より作成

また、学生の卒業時の年齢をみると (1)師範科第1期卒業生90名のうち、最高が49歳、最低が21歳、25歳から34歳までの者が大多数を占め、約77%にあたる。平均年齢は29.7歳

は前期と同じ21歳で、25歳から34歳までの者が84%を占めている。平均年齢は28.3歳であった。

上記の年齢を表にすると1-表7のようになる。

(1-表7)

京師大学堂卒業生年齢別比較一覧表

卒業別 学 齢	師範科 (第一期・1907年)		師範科 (第一期・1908年)	
	人 数	%	人 数	%
45歳以上	2	2%	—	—
35歳～39歳	4	4%	12	6%
30歳～34歳	28	31%	73	37%
25歳～29歳	41	46%	94	47%
20歳～24歳	15	17%	20	10%
平均年齢	29.7歳		28.3歳	

莊吉発「京師大学堂」P. 81～83

この表中の師範科第一期の卒業生は合計90名、第二期の卒業生は199名であるが、この卒業生数については諸説がある。『北京師範大学校史』（1902～1982年・北京師範大学出版社1982年版）によると、光緒33（1907）年卒業の第一期学生は合計100人、34年卒業の第二期生は合計206人で、これらの卒業生は近代中国初めての高等師範学堂の卒業生であると述べている。

また、大塚豊の研究によると、光緒33（1907）年、京師大学堂師範館の第一期生として入学した者のうち、104名が卒業した。翌34年には第二期生206名も卒業した（『国文教育研究所紀要』第115集P.59）。

次に、京師大学堂における生活は如何なるものであったかを見てみたい。

前述の王道元（画初）はその施設について、各種の講堂、物理・化学の実験器具や薬品室、生物標本室、自習室があった他、2人1部屋の宿舎、共同の食堂、浴室があり、学費をはじめ宿舎費・食費は全て官費で賄われていたこと、蔵書には中国語の書籍が多かったことなどを記している。生活の面では、鉄製の鐘の音とともに起床、授業開始と就寝は銅製の鈴を鳴らすのが合図であった。食事は、朝は粥・昼と夜はいつも4皿・8碗の料理が付き、米飯と麺類が準備されるといった具合で、「国は大釜（大変な御馳走）で士を養っていたと言ってよい」と、王道元は述懐している。そして学生の中の「お坊っちゃん」達はしばしば食堂で騒いだが、やはり田舎出の者が多いために、それに同調する者は少なく、管理に当たる提調のやり方もうまかったため、大した騒動にはならなかったという（注66）。

以上の記録から見れば、当時の師範生はかなり優遇されていた。『北京師範大学校史』(1902~1982年)は次のように述べている。「師範生の待遇は優厚。食費と宿舎費は国家が負担する。毎年、冬夏には操衣・青衫・靴子などを支給する。成績優秀な学生には奨学金を与える」——この師範生の優待制度は、京師大学堂師範館から始まり、以後の師範学校に影響を与えたのである。

以上京師大学堂の師範科設立の経緯とその教学内容、学生の実態などについて述べてきた。やはり当時の高等学校、大学堂附設の教育養成機関としての師範館の教育宗旨は「中西並重」である。「中文を西学の究極とみなさず」ということは、同文館や広方言館時期における西文偏重主義に比べると、内容的に充実したということができ、教育上の進歩である。

京師大学堂に「師範科」を設け、更に小学堂をその中に附設し、師範生の「実習の場」としたことは、その後に大学、師範学院へ実験小学を附設したことの始まりである。それはまた、大学創設当初から中小学教員の養成を重視していたことを物語っている。

京師大学堂は人材養成の最高学府であるだけでなく、中国最高の教育行政機関機関であった。したがって、京師大学堂の師範館の設立は清朝末期における中国新式師範教育の発端と象徴であり、また、近代師範教育の模範でもあった。新式教育運動に果たした役割は高く評価すべきである。

以上述べたように、京師大学堂師範館は高等学堂、大学堂附設の教員養成機関として、国家が投資して創設したものである。師範館の程度は高等学堂および大学予備科と同程度であるから、ここで養成される教員は中学堂級の教員となるものであり、この学校は後の優級師範学堂あるいは高等師範学校に該当する。さらに、この京師大学堂の師範館は後に独立して国立の北京師範学校となり、さらには後の国立北京師範大学となるが、その最も初めの姿でもあった。

しかしながら、国立京師大学堂師範館の開創と同時に、民間設立の師範学校もあった。長江筋財界の有力者であった張謇による南通の通州師範学校（今の江蘇省南通師範学校）がそれである。この学校について主なところを次に解明して行きたい。

(二) 私立師範教育の展開

張謇による南通の通州師範学校は、いわば民間設立の私立師範学校であった。それは張謇自身の文になる通州師範学校議の中に「中国の師範学校は光緒28年から始まったが、民間の私立師範学校は通州から始まった。21省からなり、広い国土、4万々人口の国の中では、同胞に知識を教えるためには、僅かこれだけでよいのだろうか。」(注67)とあることによっても、明確に知ることができる。『中国近代教育之選』の中にも「通州師範学校は中国近代最初の私立師範学校である」と述べられている(注68)。

張謇(1853.7.1~1926.8.24)は中国実業界のパイオニアとして有名な知識人である。江蘇省南通の人、字は季直。清末から民国初期にかけて実業・教育・政治など多方面に活躍した。1894年状元となり、張之洞、劉坤一ら総督の知遇を得る。日清戦争後、実業界に乗り出し、南通に大生紡績を設立した他、諸種の事業を起こした。1902年通州師範を設立して師範教育に先鞭をつけ、1920年南通大学を設けた。清末立憲運動に参加し、江蘇諮議局議長となった。辛亥革命では臨時政府に参加したが、のち共和党を組織して袁世凱の下で農商務総長となり、1915年帝政に反対して下野、以後家業と地方政治に専念した。

つまり張謇は、中国近代早期の民族資本の企業家であり、教育家でもあり、中国で最初の私立師範学校——通州師範学校の創立者である。この通州師範学校創設の発想のきっかけとなったのは日本訪問であった。

光緒29(1903)年、大阪博覧会に招待されて日本を訪問、その見聞を集めて『東遊日記』として出版した。彼は日本政府の民営商工業をもり立てる政策を非常に称賛し、これは日本の「官智」の程度の高さを計る物差しであるという。これと比較して、中国の官務(官営)企業である上海製造局は規模が大きく経費も十分あるが、「農工実業のために船一艘、機械一台」造るわけではなく、実に残念であり、痛心なことであるという。張謇は日本の発展経験を総括して、重要性から並べると「教育第一、工第二、兵第三」であるとし、滅亡を救い、生存を図るには教育を興す以外道はないという。しかし教育を興すにはまず実業を盛んにしなければならず、そうでなければ教育に使う金を出す所がないという。彼は日本の職業教育にことさら傾倒し、日本の関係者からその経験を充分汲み取るように努めた。

だから張謇は、最初から好み求めて民間独立の師範学校を設立しようとしたのではなかった。通州師範学校議の文の冒頭の一節は、「新政の気運が再開した光緒27年の春、す

でに師範学校の設立を第一とする年次計画に基づいた各級学校の設立整備を請願したが、わずかに算術、測繪すなわち測量製図等の教師の養成しか考えてくれなかった」と、不満足な答しか得ることができなかつたと述べている。さらに彼は、翌28年春再び申請をしたが、時期尚早として実現に至らなかつた。そこでやむなく自分で民間の師範学校の設立を計画（「請于通州自立師範学校」）、出願したのであった（注69）。

「当時、湖南、湖北、直隸等の諸省にも漸く独立の師範学校設立の動きが生じていたし、他方では管学大臣・張百熙の奏請による欽定学堂章程に大学堂・高等学堂・中学堂に、独立の機関としてではないが、師範の附設が規定されたことなどもあって、師範教育推進の気運も高まったことによって、漸くにして民間私立の師範学校設立の認可がおりた」（注70）。

ここから彼の教員養成教育に対する熱意と識見、努力とを知ることができる。張謇の「当時、湖南、湖北、直隸等の諸省は師範学校設立の動きが生じていた」という一節は、光緒28（1902）年、張之洞が南京に三江師範学堂設立を奏請したこと、直隸総督・袁世凱が「師範学堂暫行章程」の上奏をしたことなどを指している（注71）。

また、同じく通州師範学校議に見える「さりとはいえども（上奏を指す：筆者注）、教育に熱心な大臣がこれを言わなければならない。国民の知識向上のため、政府がこれを行わなければならない。われわれ普通の小民が、大胆に行うことではない。しかし、仕方なく同胞の国民のために教育を興し、師範を建てるのである。」（注71）という一文は、師範教育推進についての彼の考えを示すものである。すなわち、彼自身による私立師範学校の設立は、やむをえざるの末のことであって、元来は政府自体が熱意をもって乗り出すべきことであると、その見解を述べるわけでもあった。

通州師範学校は光緒33（1907）年4月27日に正式に開設された。「通州師範が小学校教育を興すため、最初に尋常科を設ける。」初めは小学校教員養成のための尋常師範学校として出発するが、やがて4年の後には高等師範学校の増設を予定していた。学生は「取挙貢生監為師範生」で、4年の本科、1年の講習科、2年の簡易科の3つのクラスになっている。学生の年齢、経済力と本人の志願とによってそれぞれのクラスに入る。必修科目は国文・修身・教育・倫理・算術・物理・化学・歴史・地理・博物・図画・手工・体操などであるが、本科生は4年目から3つの選択科目もある。政治経済学、農業化学及び英文などである。これは学生の将来の進路のため「多備進取之途」と設けた科目である（注72）。

張謇は実業者として、やはり師範教育の実際に役立つ知識や行政能力獲得という実利を重視している。

彼は通州師範学校を創設して間もなく、再び日本教育視察を行った。日本政府から第5回国産勸業博覧会への招待を受けたのである。滞在期間は70日、この間彼は各地の各級教育機関を調査した。日本各地の市町村立小学、就中単級小学校や複式小学校などの小規模学校や変則の学校の調査と学校運営の方法を詳細に調査する一方、文部省編纂の小学校用各種教科書を収集した。こうした調査活動を通じて張謇は、極度の貧困に苦しむ当時の中国の社会経済状況に適合した学校教育の在り方を模索したのである（注73）。

又彼は、日本の工場や企業、銀行などをも精力的に視察した。これらの活動を通して張謇は、教育認識を深め、「国家存立の危機に直面した中国を救うには、教育の振興以外に方法はなく、そのためには実業を起し、教育振興に必要な財政基盤を確立すべきである」（注74）と強く主張したのである。

張謇の推進した通州地方の教育改革事業は以下のようなものであった。これらのうち、通州博物苑や女子師範学校、盲啞学校は中国教育史上の先駆的教育機関である。

- 1903年 4月：通州師範学校を通州城東南に位置する千仏寺跡に開設。これに木造高俊以下5名の日本人教習を招聘。
- 1904年 2月：自宅に幼稚園を開設。これに日本人保母・森田政子を招聘。
- 1904年 5月：通州地方の教育行政機関・通州五属学務処を開設。初等教育の普及事業に着手。
- 1905年：日本帝国博物館をモデルとする通州博物苑を開設。
- “：通州女子師範学校を開設。両江総督宛「請設工科大学呈」を提出、工科大学の設置を建議。
- 1906年 1月：芸徒学堂及び呉淞商船学堂を開設。
- “：通州師範学堂に農科と小学堂を附設。前者は後、通州農学校として独立。
- 1907年：江蘇按察使に盲啞学堂の設置を建議。
- 1909年：紡績学堂の設置を建議。

張謇は当代の知識人であり、実業者でもある。彼は実利を重視する立場から、通州においていろいろな実業学堂、学科をつくった。地方教育の発展に大きな役割を果たしたのである。

張謇が創設した中国最初の民立師範学校・通州師範学校と、光緒23（1897）年に設立された南洋公学と比較すれば、次のように言うことができる。

第一節に述べたように南洋公学は初め4種の部門から構成されていた。師範院、外院、中院、上院の4院がそれである。師範院はその4院の中の一つである。外院は小学校、中院は中学校、そして上院は高等専門学校に該当した。あくまでも南洋公学は総合的な学校であるが、しかし通州師範学校はいわば民間設立の独立の師範学校として創設された。ま

た、南洋公学設学のめざすところは、その中心が通州師範学校のように、教員の養成に置かれたわけではなかった。その学校の設学宗旨の示す限り、公学に学んで初めから終わりまで一貫教育の中で修業し、卒業してゆく学生は「もっぱら政治家たるの学を学ぶ」ことを目的とし、学校自体はフランスの「国政学院」に倣うことを本来の趣旨とした（注75）。決して師範教育の目的で設立されたものではなかった。しかし、結果として師範院の創立は中国近代師範教育の濫觴であったのである。

通州師範学校は独立教員養成機関として、また民間設立の師範学校としては確かに中国の近代師範教育中において最初の独立教員養成学校である。光緒29（1904）年11月26日に制定された「奏定学堂章程」では、教師養成教育に対する基本的構造が示されるとともに、教師の養成が各級学堂に付随した附設の機関としてではなく、分離独立した機関として設立された学校で行われることを原則的に規定したことは、張謇の主張と通州師範学校の影響もあったのではなかろうか。この、独立した師範学堂設立を内容の一部とする「奏定学堂章程」の起草者が張之洞であり、当時の進歩派官僚の代表であった。

すでに光緒28（1903）年、張百熙の「欽定学堂章程」が初めて正式に師範教育の系統を規定したが、やはり、師範教育機関を単に直系各学堂内に附属して設立するだけのことで、分離独立した組織として規定されたものではなかった。光緒29（1904）年の「奏定学堂章程」が漸く師範教育を取り上げたことにより、それ自身の系統を持つ、独立教育機関となったのである。そこにおいて初めて、中国の師範教育制度が中央から地方まで、正式に確立されることになったのである。

<第一章 注>

注1 「洪武15年、選儒七員、擢為国子監祭酒、上諭之曰：国学者天下賢才所萃、而四方之所取正必師道嚴而後模範正。師道不立、則教化不行、天下四方何所取則？ 郷宜尊崇教義、正身率下、俾諸生有所模範、若徒以文辭為務、記誦為能、則非所以為教矣」

注2 「師儒之職、不可濫授、此欲其成就人才。郷等每引国子監官、皆循資格昇之、不聞舉一道德老成之士、如何望太学之士師皆得人、自今宜慎重選」「司教之官、必選耆宿、宋訥、吳翬等由儒子擢祭酒、訥尤推名師」（「明史」卷69<選舉志一>）

「師道立則善人多、国子祭酒、司業、非他官比也、昔皆以德望素著者為之、如宋訥以文淵大学士、胡儼以內閣侍讀、李敬以致仕刑部尚書、...即博士、学正、亦必簡宿学碩望者以充。」（「春明夢餘録」卷54<国子監>）

注3 「中国近代史」第三章第二・三節 P. 148 ~180 中華書店 1983年4月

注4 「李文忠公奏議」卷九「請設廣方言館疏一」

伏シテ惟フニ吾カ国ト洋人トノ交渉ハ、初メ先ツソノ意志ヲ疏通シテソノ欲スル所ニ達シ、ソノ虚実誠偽ヲ辨別スルヲ得テ然ル後ニ利害ノ公平ヲ得ルナリ。...吾カ国ニオイテ洋語ニ堪能ナル千ノ僅カニ通訳ノミ。凡テ外務軍事ノ交渉・事務、通訳ノ口ニ頼ミテ為ササルハ無ク、遂ニ外交ノ大過誤ヲ致ス。...京師同文館ノ設立ハ寔ニ良法タリ。...臣愚同文ノ例ニ倣ハンコトヲ請ハント欲ス。外国語学堂ヲ上海ニ設立シ、近郡ノ年齢十四以下ノ天資叡哲挙止端静ナル文童ヲ選ヒ、洋人教師ヲ聘ヘ、兼ネテ内地ノ人品学識卓抜ナル科挙合格者ヲ聘シ、課スルニ經史文議ヲ以テセントス。数年ノ後、博識通曉ノ人トナリ、洋語ニ精シク、凡テ通商督撫衙門及ヒ海関監督ノ通訳官ヲ特設シテ外交事務ニ當ルヘキモノ、学館中ニ於テ嚴選此ニ充テン。庶クハ関税軍需期シテソノ実情ヲ調査スヘク、而シ無頼ノ通訳モ漸次ソノ跡ヲ絶タン。

注5 「総理衙門奏」「京師同文館疏」伏シテ惟フニ各国国情ヲ知悉セント欲スレハ、必スソノ言語ヲ諳ンスヘク、時初メテ人ノ欺瞞ヲ受ケサラシ。

注6 「張文襄公集」「招考自強学堂学生文」

自強の道はあまねく虚実を知り、人の長所を取るを貴ぶ。若し洋文に通曉しあらざれば、自ら洋書を読むを得ず。

注7 「李文忠公奏議」卷九「請設廣方言館疏」

注8 「皇朝經世史」三篇卷二「西学」

注9 「皇朝道咸同光奏議」 「變法類學校」

注10 「皇朝道咸同光奏議」 「變法類學校」

注11 「...不務其大、不揣其本、即尽其道、所成已無幾矣、又其受病之根有三。一曰科舉之制不致就学乏才也、二曰師範学堂不立、教習非人也。三曰專門之業不分、致精無自也。」（「時務報」卷五「論學校一」）

注12 「西国最重師範学堂、蓋必教習得人、然後学生易成就、中国無此舉、故各省学堂不能收効」。

梁啓超「論師範」（李友芝他編「中国近現代師範教育史資料」北京師範學院 1983年 P. 130 ~ 133）

注13 飲冰室文集類編 上 「變法通義」に所収 P. 37

「論師範」

「是故居今日而言變法、其無遽立大学堂而已。其必自小学堂始。自京師以及各省府州縣皆設小学、而別設師範学堂之教習、使課之以教術。即以小学堂生徒之成就、驗師範学堂生徒之成就。三年之後、其可以中教習之選者、每縣必有一人。於是蓄而大試之、擇其尤異者為大学堂中学堂總教習、其稍次者為分教習或小学堂教習。則天下之士必爭自鼓舞、而後起之秀、有所稟式、以底於成。十年之間、奇才異能偏行省矣。時日無本。本之既撥。而日灌溉其枝葉以求華實。」

注14 「急設各師範学堂...初級師範学堂、造就教小学之師範生、猶為辦学堂者入手第一義」

多賀秋五郎「近代中国教育史資料・清末編」 1972年 日本學術振興會 P. 210~211

注15 陳青之「中国教育史」 P. 597

注16 余書麟「中国教育史」下冊 P. 905 ~ 906

注17 陳東原「中国教育史」 P. 478

注18 多賀秋五郎「近代中国教育史資料・清末編」 P. 49

注19 盧紹稷「中国現代教育一冊」 P. 96（商務印書館 1934年1月）

注20 「交通大学校史」（1896~1949年）上海教育出版社 1986年 P. 21~27

注21 吳紀先「盛宣懷与辛亥革命」（辛亥革命五十周年論文集）

注22 「臣惟師道立則善人多。故西国学堂必探源于師範。蒙養正則經功始。故西国学程必

植基于小学。中外古今教学宗旨本無異同」

舒新城編「中国近代教育史資料」が、盛宣懷「愚齋存稿初刊」卷二をひいたところによる

注23 「然臣前年創設天津頭二等学堂、旁求教習招選学徒。大抵通曉西文者、多于經史大義之根抵、致力中學者、率迷于章句之遷途。教者既苦乏才、學者亦難精擇。竊謂然于事半功倍之途。蓋不導其源則流不可得而清也。不正其基則構不可得而固也。初議事籌設南洋公学、擬照天津分設頭二等兩学堂... 况師範小学犹為学堂一事先務中之先務。既病求艾。相需已殷。急起直追、惟虞弗及。」

舒新城編「中国近代教育史資料」が、盛宣懷「愚齋存稿初刊」卷二をひいたところによる

注24 「即于上年二月間、考選成材之士十四名、先設師範院一学堂、延訂萃洋教習、課以中西各学、要于明体達用、勤學善誨為指歸。後倣日本師範学校有附屬小學校之法、別選年十歲内外至十七八歲上、聰穎幼童一百二十名、設一外院学堂、令師範生分班教之。此及一年、師範諸生且學且誨、頗得知行并進之益。」

(同注22揭書)

注25 「善矣哉。日本之興學也。... 師範学校興小學校並立。小學校之教習即師範学校之生徒也。數年以後、小学之生徒昇為中学大学之生徒、小学之教習即可昇為中学大学之教習。故師範学校立、而群學之基悉宝。」

「飲冰室文集」第一冊 新会梁啟超任公著・林志鈞編 台湾中華書局印行 P. 34

注26 陳啓天「最近卅年中国教育史」P. 53

注27 「交通大学校史」(1896~1949年)上海教育出版社 1986年 P. 21~27

注28 「師範生分格五層。第一層之格曰、學有門徑、材堪造就、質成教實、趣絕卑陋、志慕遠大、性近和平。第二層之格曰、勤學誨、撫字耐煩、猝就範圍、通商量、先公後私。第三層之格曰、善誘掖、密稽察、有條理、能操縱、能應變。第四層之格曰、無畛域計較、無事無忌、無驕矜、無吝嗇、無客氣、無火氣。第五層之格曰、性厚才精、學廣度大、心虛氣靜。」

「盛宣懷奏陳開辦南洋公学情形疏」第三章

注29 「我35歲(前十一年)任南洋公学特班教習。那時候南洋公学還止有小学中学的學生；因沈子培監督之提議、招特班生40人、都是擅長古文的；擬授以外国語及經世之學。備將來經濟特科之選。我充教授、而江西趙宣君、浙江王星垣君相繼為學監。學生自

由讀書、写日記。送我批改。學生除在中学插班習英文外、有願習日本文的；我不能說日語、但能看書、即用我的看書法教他們、他們就試譯書。每月課文一次、也我評改。40人中以邵聞泰（今名力子）、洪允祥、王世澂、胡仁源、殷祖同、謝沈（今名无量）、李同（今出家号弘一）、黃炎培、項驥、貝寿同諸君為高材生。」

蔡元培「記三十六年以前之南洋公學特班」 「交通大學40周年紀念特刊」 P. 52

「蔡元培傳」近代史研究所 人民出版社 1983年 P. 11~12

注30 黃炎培「敬悼吾師蔡子民先生」 重慶「大公報」 1940. 3. 23

注31 「公學所致、以通達中國經史大義、厚植根柢為基礎。以西國政治家日本法部文部為指歸、略做法國國政學堂之意。而工藝機器製造礦冶諸學...各就質性相近者、令其各認專用、略通門徑、既挑出師專門學堂肄習。其在公學終始卒業者、則以專學政治家之學為斷。」（同注28揭書）

注32 「臣今設立南洋公學、竊取國政之義、以行達成之實。于此次欽定專科、實核內政、外交、理財。嗣後、每年年終大考後、當將學生名籍及考定等級詳細造冊、咨送各該省學政、存候鄉試年、分調取錄送。」

「籌集商捐開始南洋公學摺」

注33 「大清德宗景皇帝實錄」卷 420 光緒二十四年五月庚午の條

注34 陳青之「中國教育史」（1936年刊）P. 573

注35 丁致聘編「中國近七十年教育記事」P. 15上段

注36 「直到光緒28年、張百熙的欽定學堂章程始正式規定師範教育系統、但不過附設於直系學堂內、尚未成獨立的組織」

陳青之「中國教育史」（1936年刊）P. 597

注37 「光緒28年奏定章程中規定中學附設師範、招收貢監廩增附入學肄業、四年卒業。高等學堂附設師範及大學堂師範館、招收學貢生監入學肄業。這算師範教育有了系統、但不是獨立的組織。」

陳啓天「最近卅年中國教育史」P. 597

注38 多賀秋五郎 「近代中國教育史資料·清末編」 1972年 日本學術振興會 P. 136

注39 多賀秋五郎 「近代中國教育史資料·清末編」 1972年 日本學術振興會 P. 37

注40 「光緒22年5月初二日（1896. 6. 12）刑部左侍郎李端棻奏請推廣學校摺」朱有獻編「中國近代學制史料」第一輯下冊 華東師範大學出版社 1986年 P. 484~488

注41 「光緒22（1896）年7月管理局書局大臣孫家鼐議後開辦京師大學堂摺」

- 同注5 P. 622 ~626
- 注42 張之洞「勸学篇」 湖北・兩湖書院 1888年 序P. 2~3
- 注43 東京大学中国哲学室編「中国思想史」 勁草書房 1966 P. 203
- 注44 莊吉發「京師大学堂」P. 7 国立台湾大学文学院 1970年
- 注45 陳宝琛等編「大清德宗景皇帝実録」華文書局影印本 1964 卷424 P. 8
- 注46 梁啓超「戊戌改変記」卷四 文海出版社影印本 1964 P. 3~7
- 注47 劉錦藻「清朝統文献通考」上海・商務印書館 方有文庫本 1936年 第二冊
卷106 「学校十三」P. 8468
- 注48 舒新城編「中国近代教育史資料」教育出版社 1963年 中冊P. 549
- 注49 朱寿朋編「光緒朝東華録」(九)文海出版社影印本 1963年 P. 4800~4804
- 注50 「光緒24年5月15日(1898. 7. 3)總理衙門籌議京師大学堂章程」(「学制史料」
P. 662 ~663)
- 注51 王曉秋「京師大学堂之成立」(「北京大学学報」1978年第3期 P. 111)
- 注52 丁致聘編「中国近七十年教育記事」P. 10上段ならびに下段の一月及び11月18日の
条
- 注53 「欽定大学堂章程」多賀秋五郎前掲書P. 136 ~137
- 注54 「奏定優級師範学堂章程」多賀秋五郎前掲書P. 313 ~321
- 注55 王画初「記優級師範館」(「北京大学五十周年記念特刊」P. 8~9)
- 注56 德宗帝の詔勅は「聖賢義理の学を以てその根本となし、又すべからく切実に西学の
時務に通じ、中西並重してその会通を計る」というものである。(「王建熙「皇朝
道咸同光奏議」上海・久敬齋 1902年 卷七 變法類 学堂P. 7)
- 注57 朱寿朋編「光緒朝東華録」(九)P. 5108
- 注58 「大清法規大全統編」卷一 学堂総章 学部奏請宣示教育宗旨摺 光緒32年3月1
日
- 注59 莊吉發「京師大学堂」1970年 P. 67
- 注60 同上
- 注61 同注23 P. 74
- 注62 鄒樹文「北京大学最早期的回憶」(「北京大学五十周年記念特刊」P. 3)
- 注63 「蘇報」1903年2月初10日、時事要聞彙録轉身大公報要事P. 54
- 注64 朱寿朋編「光緒朝東華録」(七)P. 3773

注65 同上(九) P. 4801

舒新城編「中国近代教育史資料」中冊 教育出版社 1961年 P. 560 ~561

注66 王画初 前掲論文 P. 9

注67 「夫中国之有師範学校、自光緒28年始。民間之自立師範学校、自通州。以二十一行省之大、四萬々人之衆、為同類知識之謀、而僅此乎。」

舒新城編「中国近代教育史資料」が「張季子九録」第11冊、「教育録」卷一より引いたところによる。

注68 「中国近代教育文選」人民教育出版社 1983年版 P. 315

注69 同上

注70 同上

注71 「雖然由上之説、須熱心教育之大臣言之、須願進国民知識之政府行之。非草野所敢必也。無已則為我同類之民、謀興教育而立師範。」

「通州学校議」同注68掲書

注72 丁致聘編「中国近七十年教育記事」

注73 張謇「癸卯東遊日記」1903年

注74 同前掲書

注75 「交通大学校史」(1896~1949年) 上海教育出版社1986年版 P. 21~27